

もっと知りたい！こどものための
交通安全だより

令和4年
(2022年) **6月**
大阪府警察本部 交通総務課

**だ
とび出しをしない！**



ふう
こんな風に、とび出しをしていないかな？



いえ で こうえん
家を出るときや公園
かど どうろ で
まがり角から道路に出るときに
と だ
止まらずにとび出すと
あぶ
とっても危ないよ！

どうろ あんぜん
道路を安全にわたるにはどうすればいいのかな？



**あんぜん
まわりの安全をたしかめる！**



どうろ で
道路に出るときは
かなら いちど と
必ず一度止まってから

みぎ ひだり
右・左
あんぜん
まわりの安全をたしかめてから
すす
進もうね！

保護者の皆様へ

お子さんが交通事故に遭わないように
「交差点では、止まって車が来ていないかよく見ようね」など
一緒に確認しながら、交通ルールを繰り返し教えて下さい！



ストップ!ATMでの携帯電話』運動
推進中！

携帯電話で通話しながらATMを操作する
高齢者への声かけのご協力よろしくお願ひします

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

- ① 右の図の道路を自転車で走行する場合、路側帯（道路の端の白色実線と破線の内側）内であれば、どちら側を走行してもよい。



- ② 下図の標識がある歩道では、自転車から降り、自転車を押して歩道を通行しなければならない。



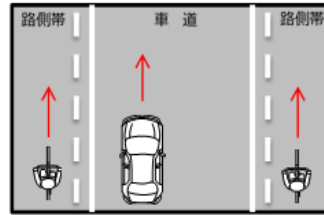
- ③ 自転車を運転しているとき、夜間であっても繁華街等の明るい道路であれば、ライトを点ける必要はない。

- ④ 雨天時に自転車を運転する際は、透明のビニール傘であれば前方が透けて見えるので、傘を片手に持つての運転が認められている。

- ⑤ 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手が「気を付けて運転せなあかんで。」と言って立ち去ったので、自分もその場を離れた。

交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 右の図の道路を自転車で走行する場合、路側帯（道路の端の白色実線と破線の内側）内であれば、どちら側を走行してもよい。



★解説★

路側帯は3種類あり、右の図の実線と破線は「駐停車禁止路側帯」です。道路の左側の路側帯は走行できますが、右側の路側帯は通行することができません。

- ② 下図の標識がある歩道では、自転車から降り、自転車を押して歩道を通行しなければならない。



★解説★

この標識は、自転車で歩道を走ることができる「歩道通行可」を示す標識で、自転車に乗ったまま通行できますが、歩道は歩行者優先ですので、歩行者の通行を妨げないように注意して走行しましょう。

- ③ 自転車を運転しているとき、夜間であっても繁華街等の明るい道路であれば、ライトを点ける必要はない。

★解説★

自転車のライトは、他車（者）に対して自分の存在を示す役目もあります。明るい道路であっても、夜間はライトを点けて走行しましょう。



- ④ 雨天時に自転車を運転する際は、透明のビニール傘であれば前方が透けて見えるので、傘を片手に持った運転が認められている。

★解説★

傘を差しながら^{うんてん}運転すると、片手^{てうんてん}運転となってバランスを崩しやすくなり、大変危険です。雨の日は^きレインコートを着ましょう。



- ⑤ 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手が「気を付けて運転せなあかんで。」と言って立ち去ったので、自分もその場を離れた。

★解説★

自転車でも、交通事故の当事者となれば、直ちに運転をやめ、怪我をしている人がいれば救急車を呼ぶとともに、警察官に事故の届出をしなければなりません。

警察官への事故の届出は、怪我人の有無にかかわらず、すぐにその場で行いましょう。



＜交通安全テスト＞

解答・解説（中学・高校生用）

① 右の図の道路を自転車で走行する場合、路側帯（道路の端の白色実線と破線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。【×】

A：道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができますが、右側部分の路側帯は通行することができません。

- 道路交通法 第17条第1項（通行区分（抜粋））
車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

- 道路交通法 第17条の2（軽車両の路側帯通行）
第1項

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

※ 自転車で道路の右側部分の路側帯を通行すれば通行区分違反になります。

第2項

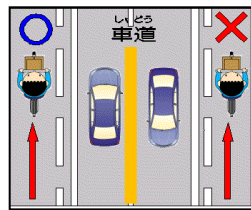
前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

＜指導のポイント＞

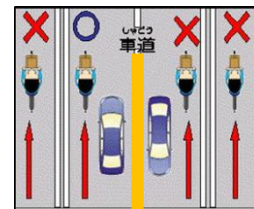
路側帯は3種類あります。



※ 路側帯
（白い1本線）
左側の路側帯は通行できる



※ 駐停車禁止路側帯
（白い1本線と破線）
左側の路側帯は通行できる



※ 歩行者用路側帯
（白い線が2本）
通行できない
車道の左端を走りましょう

それぞれの路側帯における自転車の通行場所が異なりますので、正しい通行方法を理解しましょう。

② 下図の標識がある歩道では、自転車から降り、自転車を押して歩道を通行しなければならない。【×】

A：自転車が歩道を通ることができる「歩道通行可」を示す標識です。

- 道路交通法 第63条の4（普通自転車の歩道通行）

第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

第1号 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされて

いるとき。

第2号 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

第3号 前2号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第2項

前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

- 道路交通法施行令 第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）
道路交通法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - 第1号 児童及び幼児 ※13歳未満の子ども
 - 第2号 70歳以上の者
 - 第3号 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））
 - (8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。
 - ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなくときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。
 - イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩道の車道寄りを、歩行者の通行を妨げないように徐行しなければなりません。また、歩行者がいなくても、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

③ 自転車を運転しているとき、夜間であっても繁華街等の明るい道路であれば、ライトを点ける必要はない。【×】

A：周りが明るい道路であっても、夜間に自転車を運転する時はライトを点けなければなりません。

- 道路交通法 第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））
車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。
政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）
 - (10) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用

するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2(走行上の注意)
(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせることができます。

大阪府警察では車両の早めのライト点灯を呼びかけています。

④ 雨天時に自転車を運転する際は、透明のビニール傘であれば前方が透けて見えるので、傘を片手に持った運転が認められている。【×】

A：傘を差しながら自転車に乗ってはいけません。

- 道路交通法 第71条第1項(運転者の遵守事項(抜粋))
車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
第6号 道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項
- 大阪府道路交通規則 第13条(運転者の遵守事項)
道路交通法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
第2号 傘を差し、物を担ぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。

<指導のポイント>

傘を差して自転車を運転することは、視野を妨げたりバランスを崩すおそれがあるため禁止されています。

両手で確実にハンドルを握って自転車を運転しましょう。

また、自転車に乗りながら傘を差すと、傘の先が歩いている人の目の高さになり、歩行者に怪我をさせてしまうこともありますので、絶対にやめましょう。

雨の日に自転車に乗るときは、レインコートを着用しましょう。

⑤ 自転車を運転中に歩行者とぶつかったが、相手が「気を付けて運転せなあかんで。」と言って立ち去ったので、自分もその場を離れた。

A：交通事故があった時は、負傷者の救護や警察への事故の届出等をしなければなりません。相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察への事故の届出等は必要です。

- 道路交通法第72条第1項(交通事故の場合の措置(抜粋))
交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- 救護措置義務違反（死傷事故の場合（ひき逃げ））
 - ・ 運転者（人の死傷がその運転者の運転に起因する場合）
→ 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・ 運転者（上記以外の場合）
→ 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・ 軽車両（自転車等）の運転者
→ 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
 - 報告義務違反（あて逃げ）
3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- } 軽車両の運転者を除く

<指導のポイント>

自転車も車の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

交通事故を起こした場合は、怪我をしている人がいれば救急車を呼ぶとともに、警察官に事故の届出をしましょう